

香里ヌヴェール学院小学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

本校では、「カトリック的価値観を基盤として、人を愛し、自らを高める強い意志と豊かな心を持つ子どもを育成する。」を教育目標としており、そのために人権教育に重点を置いて取り組んでいる。人権教育の基本目標を「カトリック的価値観を基盤として人を大切にし、互いに尊重し合うことを通して、高い人権感覚を育て、いじめや仲間はずれを許さない健全な集団を築こうする態度を養う。」とし、各学年の人権目標を設定している。目標達成のため学年ごとの具体的な手立てを通して、児童がすべての友達を大切にし、正義のために自分の力を喜んで発揮できる強い意志を持てるように育てていくことが大切と考える。また、被害にあった場合は、適切に支援を求めることができるような力をつけるための教育も大切と考える。

これらを踏まえ、いじめの問題は重大な人権侵害事象にあたるとの認識の下に、いじめ防止基本方針を定める。

なお、本方針は児童の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや、集団による無視をされる。
- ・ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3 いじめ防止のための組織とその取り組み

(1) 名称

「校務運営委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹、生活指導主任、人権教育部主任、各学年主任、養護教諭に加え、随時、議論すべき課題に応じて、クラス担任・スクールカウンセラー等が参加する。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための研修
- オ 児童に対する啓発活動
- カ 児童に対する調査

キ 各取組みの有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

1 学期（夏期休暇を含む）

- ・いじめに関する相談窓口の周知。
- ・いじめに関する質問を含んだアンケートによって把握された児童状況の集約。
- ・人権をテーマとする授業の実施。
- ・福祉体験学習の実施(2.5年)。
- ・QUテストの実施。
- ・担任と保護者との面談。
- ・コミュニケーション能力の育成を図る宿泊合宿の実施(1.3.4.5.6年)

2 学期

- ・いじめに関する質問を含んだアンケートによって把握された児童状況の集約。
- ・人権をテーマとする授業の実施。
- ・福祉体験学習の実施(3.4.6年)
- ・担任と保護者との面談。
- ・コミュニケーション能力の育成を図る宿泊合宿の実施(2年)

3 学期

- ・いじめに関する質問を含んだアンケートによって把握された児童状況の集約。
- ・人権をテーマとする授業の実施。
- ・担任と保護者との面談。
- ・福祉体験学習の実施(1年)
- ・QUテストの実施。
- ・コミュニケーション能力の育成を図る宿泊合宿の実施(1.3.4.5.6年)

(5) 取組み状況の把握と検証（PDCA）

校務運営委員会は、年8回の定例会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

第2章 いじめの防止

1. 基本的な考え方

本校においては、「いじめはどの学校、どのクラスにも起こりうる」との共通認識の下、すべての教職員がカトリックの精神に基づき、宗教的行事や人権教育等を通じて児童に、互いを愛し合い、尊重しあうことの大切さを伝え、適切な関係を結んでいくことができるように関わることとする。また、児童自身が、聖母月・クリスマス・四旬節の宗教的実践、運動会、音楽会、合宿および児童会活動等の学校行事への自主的な取り組み等を通じて「自分を大切にし、人を大切にし、みんなを大切にすること」を学び、適切な人間関係を自ら構築できる力を養えるよう、支えていくことが大切である。学校生活の中で、日々児童一人ひとりと向き合い、教職員が連携し、積極的にかかわることの積み重ねが、いじめを未然に防ぐ力になると考える。

なによりも平素から児童が「友達がいるだから学校が楽しい」と思える授業実践の実施こそが児童の心をお互いにつなぎ安心して学校生活を営み、いじめを生まない土壌を作り出すと考える。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素から教職員に対していじめはすべいての児童に起こりうるものとしてとらえ、発見してから取り組むのではなく、未然に防止することこそが肝要であると

いう共通理解を徹底する。児童に対しては、児童の不満・不安ではなく満足度の高まる学校生活が送れるよう、自分の居場所があると実感できる雰囲気づくり、わかる授業を実施することに努める。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。まず、教員自らが児童一人一人を大切な存在として愛情を注いでいくことが大切である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業づくりを進める。そのために授業規律の徹底を図りながらも児童をほめることで児童が意欲的に取り組み活躍できる場を作っていく。また、児童がストレスを感じたときに適切に対処できる力を育むために、互いに認め合いも助け合える学級づくりに取り組む。また、教職員の不適切な認識や言動等がいじめを助長することがないように、教員自らが常に模範となるよう自己研鑽に取り組む。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、児童をほめたり、認めたりする言葉かけを意識的に数多くかけるようにつとめる。自分の力を人のために使うことで自らが人の役に立つ大切な意味のある存在であることを実感させていく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることに取り組めるよう働きかけていく。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大をおそれたりするあまり、訴えることができないことが多い。

また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする真摯な行動力が求められている。

本校においては、全ての教職員が「いじめはどの学校、どのクラスにも起こりうることだ」との共通認識の下、児童の小さな変化や危険信号を見逃さず、適切に声掛けをしその気持ちをくみ取るように努めるなど迅速に対応する。そして、その情報を教員間で共有し、対応指導方法や保護者対応等について、教員が一人で悩みを抱え込まないよう学校・学年・学級の体制の構築に努める。

日常児童と接する中、丁寧に児童の様子を把握することにつとめ、いじめを早期の段階で察知し、情報を共有し「校務運営委員会」を中心に、組織的に対応することによりいじめの早期解決を目指す。

2. いじめの早期発見

- (1) 実態把握の方法として、質問紙による調査を行う。また、休み時間に児童と一緒に遊ぶなど児童の様子を日常的に観察していく。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、定期的にクラス担任による保護者の面談を行う。
- (3) 児童その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として児童には相談したい先生に誰でも相談できる体制、保護者も担任に限らず学年主任、管理職が相談窓口となる体制を作る。
- (4) 聖母教育支援センターによるカウンセリング（児童・保護者対象）等を広く周知する。学校評価等を通じて児童保護者の思い悩みを受け止めているか、適切に対応

できているかを定期的に点検する。

- (5) 教育相談等で得た児童に関する個人情報の対外的扱いについては、個人情報保護法にそって適切に管理する。

第 4 章 いじめに対する対応

1 . 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

近年の社会的に報告されている事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことが出来ると考える。

このような事象に関連した児童同士が、豊かな人間関係を再構築する営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2 . いじめ発見通報を受けた時の対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任等に報告し、「校務運営委員会」で情報を共有する。その後、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長が理事長に報告し、状況に応じて私学・大学課等の関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめ等の当事者への対応

- (1) いじめ等の当事者に対しては、それぞれの平穏な学習環境、学校生活の構築を考え、出席の取り扱いについて柔軟に対応し当該問題への対応が、関係児童の将来に無用の影を落とさないよう配慮する。必要に応じて、当事者にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、スクールカウンセラー、家族、地域の人等）と連携し、校務運営委員が中心となって対応する。状況に応じての協力を得て行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、適宜情報交換を行い継続的な助言を行う。

4. いじめ等が起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につながる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふり

をしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対にゆるさない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認めあう集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより、教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、必要に応じてスクールカウンセラーとも連携する。

運動会や音楽会等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことが出来るよう適切に支援する。

5. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、校務運営委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

改正

本方針は、その目的を達成するために常に見直しを行い、より適切なものに改定していくこととする。

附則 この方針は2014年6月1日から施行する。

附則 この方針は2014年11月1日から施行する。